

公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会
有料職業紹介事業紹介料金・手数料規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会（以下「大シ協」という。）は、別表のとおり職業紹介の事業所（以下「実施事業所」という。）を置き、有料職業紹介事業（以下「職業紹介事業」という。）に係る紹介料金・手数料及び大シ協と実施事業所との間における手数料の割合について必要な事項を定めるものとする。

(紹介料金)

第2条 紹介料金の積算は、次によることとする。

労働者に支払われる賃金総額の100分の10.8に相当する額（消費税相当分含む）を上限とし、実施事業所で決定する。

(手数料の割合)

第3条 職業紹介事業に係る役割分担に関わらず、手数料の割合を次のとおりとする。
手数料の全額は、実施事業所とする。

(委 任)

第4条 この規程に関して必要な事項は、「シルバー派遣事業・有料職業紹介事業運営委員会」において定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。